

議案第 6 4 号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和 2 2 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 8 6」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 6、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2」に改める。

別表 1 中「1, 1 4 2, 0 0 0 円」を「1, 1 7 5, 0 0 0 円」に、「9 2 2, 0 0 0 円」を「9 4 9, 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 6、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2」を「1 0 0 分の 1 9 4」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定（別表 1 の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第 1 条中別表 1 の改正規定 令和 6 年 1 2 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定する必要がある。